

件名	愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律(平成15年3月31日公布、同年4月1日施行) 関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令(平成15年3月31日公布、同年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>「地方税法」並びに「半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」及び「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部が改正されたことに伴い、不均一課税の制度を整備する。</p> <p>1 事業税及び不動産取得税の不均一課税の適用期限の延長 平成15年3月31日 平成17年3月31日</p> <p>2 不動産取得税の不均一課税の税率の引下げ(平成15年4月1日～平成17年3月31日までの取得) 0.4% 0.3%</p>	
施行日	公布日(適用日 平成15年4月1日)
<p>【その他参考事項】</p> <p>特別措置の概要</p> <p>1 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例</p> <p>(1) 区域 半島振興対策実施地域(八幡浜市、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町、三瓶町)</p> <p>(2) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種 製造業 ・新・増設設備の取得価額 2,700万円超 <p>(3) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税 初年度 通常税率の1/2 <li style="padding-left: 2em;">第2年度 " 3/4 <li style="padding-left: 2em;">第3年度 " 7/8 ・不動産取得税 0.4% <li style="padding-left: 2em;">(平成15年4月1日～平成17年3月31日までの取得は0.3%) <p>2 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例</p> <p>(1) 区域 原子力発電施設等立地地域(保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町)</p> <p>(2) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・新・増設設備の取得価額 2,700万円超 ・増加雇用者 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業にあっては、増加雇用者が15人を超えること。 <p>(3) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税 初年度 通常税率の1/2 <li style="padding-left: 2em;">第2年度 " 3/4 <li style="padding-left: 2em;">第3年度 " 7/8 ・不動産取得税 0.4% <li style="padding-left: 2em;">(平成15年4月1日～平成17年3月31日までの取得は0.3%) 	